

平成22年度 病院事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、組合長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。

記

比率名	平成22年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	0.0	20.0%	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

決算審査意見書に記載した病院事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は393.6%となっているが、経営健全化審査における資金不足比率を算出するにあたって、実質的な資金不足額を把握するため平成22年度に償還する企業債の予定額を「1年基準」に基づき流動負債に算入して計算すると実質流動比率は、302.9%となる。したがって、実質的な資金不足比率は資金不足額が発生していないので、経営健全化基準の20.0%と比較すると良好な状況にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成23年8月26日

監査委員

深沢 勝



監査委員

望月 藤雄

